

「地域包括診療料」「認知症地域包括診療料」について

当院では、下記の慢性疾患を2つ以上もつ患者さんに対して、適切な研修を修了した医師を主治医として配置し、継続的に治療を行う「地域包括診療料」「認知症地域包括診療料」を算定しています。【令和7年4月現在 研修修了医師：川本研一郎 楠元孝明】

■慢性疾患とは

脂質異常症・高血圧症・糖尿病・慢性心不全・慢性腎臓病(慢性維持透析をおこなっていないもの)・認知症のうちの2つ以上の疾患

■具体的な取り組み

- ・生活習慣病や認知症等に対する治療や管理を行います。
- ・服薬されるすべてのお薬を管理します。
- ・健康相談及び予防接種に関する相談を行っています。
- ・介護保険制度の利用等に関する相談を実施しています。
- ・訪問診療や往診の体制があります。必要に応じて対応します。
- ・24時間電話等で対応する薬局と連携しています。(吉野さくら薬局・オレンジ薬局・すずな調剤薬局)
- ・体調不良等、患者様からの電話等による問い合わせに対応いたします。
- ・相談支援専門員からの相談に適切に対応いたします。
- ・患者さんの状態に応じて28日以上 of 長期投薬を行います。

■慢性疾患の方へのお願い

- ・**お薬手帳をご持参ください。** ※患者さんが服用中のお薬を全て把握する必要があります。

かわもと記念クリニック